

償却資産の申告は1月31日までに提出を

問 市役所税務課資産課税係 [内線132~134]

市内に事業用償却資産を所有している場合は、地方税法の規定により、償却資産の申告が義務付けられています。

- 対象／市内に事業用償却資産を所有している事業を営む個人・法人
- 申告が必要なもの／令和6年1月1日現在で、市内に所有している償却資産
- 申告期限／1月31日(水)
- 申告方法／市役所税務課または総合分庁舎市民窓口課へ申告書を提出してください(郵送も可)
- ※電子申告での提出も受付していますので、ぜひご検討ください。
- ※その他、具体例などの詳細は、市公式ホームページをご覧ください。



eLTAX



北斗市HP

償却資産の申告が必要なもの		償却資産の申告が不要なもの	
業種例	品目		
漁業	漁船、レーダー魚群探知機 など	(1)	土地および家屋
農業	管理機・耕運機などの農業用機械トラクターアタッチメント、ビニールハウス など	(2)	自動車税または軽自動車税の課税対象となっている車両
不動産貸付 アパート経営	浄化槽、蓄熱暖房機 など	(3)	無形固定資産 (営業権など)
理美容	サインポール、理美容いす、湯沸かし器、タオル蒸器 など	(4)	耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満のもので、国税(法人税・所得税)の申告の際に一時損金または必要経費として計上している資産
店舗	レジスター、陳列ケース、冷蔵ストッカー、厨房設備 など	(5)	取得価額が20万円未満のもので国税の申告の際に3年間の一括償却で処理している資産
共通	看板、広告塔、フェンス、外構工事、駐車場設備、パソコン、ルームエアコン、太陽光発電設備 など		

STOP!! 滞納「市税等の納め忘れはありませんか?」

問 市役所収納課収納管理係 [内線142~145]

未納の方に催告書を発送します

市では、税負担の公平・公正を確保するため、令和5年度の市税等を滞納している方に催告書を送付します。

- 発送日／1月26日(金)
- 対象者／令和5年度の市税等(市道民税(普通徴収・特別徴収)・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・学校給食費・保育所利用負担金・放課後児童クラブ利用料)で、11月末納期までのものに未納がある方。
- 相談期間／1月29日(月)~2月13日(火)
(平日午前8時30分~午後5時)
- ※相談期間終了日までに納付がない場合には、勤務先への給与調査、金融機関等への預貯金調査、生命保険会社への保険加入状況調査等に加え、嘱託員による臨戸訪問を行うとともに、随時差押を実施します。
- その他／一括納付が困難な方は、随時、納税相談を受け付けておりますので、相談窓口にご連絡ください。

〈納め忘れ防止できます〉

安全・確実な口座振替が便利です。

口座振替開始は、お申込みの翌月の納期分からです。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



延滞金の請求・徴収を強化しています

納期限を過ぎ税金等を滞納された場合、納期限までに納めた方との公平性を保つため、本来の税額等の他に延滞金も併せて納めていただく必要があります。

~延滞金の計算について~

●計算式／税額等×延滞金の割合(※)×延滞日数÷365日
(※)納期限から納付の日までの期間毎に定められています。

納期限後1カ月以内(A)と1カ月以後(B)をそれぞれ計算し合計したものが延滞金となります。

計算例
○税 額：令和5年度市道民税第1期 70,000円
○納期限：令和5年6月30日 ○納付日：令和5年12月31日

$$A \quad \left(\begin{array}{c} \text{納付すべき} \\ \text{本税の額} \\ 70,000\text{円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{延滞金の割合} \\ 2.4\% \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{期間} \\ 31\text{日} \end{array} \right) \div 365\text{日} = 142\text{円}$$

$$B \quad \left(\begin{array}{c} \text{納付すべき} \\ \text{本税の額} \\ 70,000\text{円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{延滞金の割合} \\ 8.7\% \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{期間} \\ 153\text{日} \end{array} \right) \div 365\text{日} = 2,552\text{円}$$

※A・Bそれぞれ1円未満端数切捨

※A+B=2,694円(100円未満切捨)⇒延滞金は2,600円となります。

延滞金の計算方法など、詳しくは、市公式ホームページでご確認ください。市税等の納期限を遵守し、納付いただきますようお願いいたします。

